

食品安全委員会企画専門調査会

第 9 回 会 合 議 事 録

1 . 日 時 平成 17 年 2 月 18 日 (金) 10:00 ~ 11:44

2 . 場 所 委員会大会議室

3 . 議 事

- (1) 食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補の検討・選定について
- (2) 平成 17 年度食品安全委員会運営計画について
- (3) その他

4 . 出 席 者

(専門委員)

富永座長、福土座長代理、飯島専門委員、石川専門委員、伊藤専門委員、
内田専門委員、海津専門委員、近藤専門委員、澤田専門委員、武見専門委員、
土屋専門委員、山本専門委員、和田専門委員

(専門参考人)

久野専門参考人、服部専門参考人

(食品安全委員会委員)

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、見上委員

(事務局)

齊藤事務局長、一色事務局次長、小木津総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長、
杉浦情報・緊急時対応課長

5 . 配 布 資 料

資料 1 企画専門調査会に当面調査審議を求める事項(平成 16 年 12 月 24 日食品
安全委員会決定)

資料 2 - 1 食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補について

(検討資料)

- 資料 2 - 2 企画専門調査会第 8 回会合（平成 17 年 1 月 14 日開催）における食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補（案）に対する意見の概要
- 資料 2 - 3 企画専門調査会における食品健康影響評価対象候補の選定の考え方（平成 16 年 6 月 17 日食品安全委員会決定）の趣旨について（案）
- 資料 2 - 4 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価を行う案件選定の方法
- 資料 2 - 5 企画専門調査会における食品健康影響評価対象候補の選定の考え方（平成 16 年 6 月 17 日食品安全委員会決定）
- 資料 3 - 1 平成 16 年度食品安全委員会運営計画（平成 16 年 4 月 1 日食品安全委員会決定）の実施状況について
- 資料 3 - 2 平成 17 年度食品安全委員会運営計画（素案）
- 資料 3 - 3 平成 17 年度食品安全委員会運営計画（素案）のポイント
- 参考資料 1 平成 16 年度食品安全モニター課題報告「食品安全委員会のこれまでの取組等について」の結果（暫定集計版）（平成 17 年 1 月実施） = 概要 =
- 参考資料 2 平成 16 年度食品安全モニター課題報告「食品安全委員会のこれまでの取組等について」の結果（暫定集計版）（平成 17 年 1 月実施）

6 . 議事内容

富永座長 皆様、おはようございます。定刻の 10 時になりましたので、ただいまから「企画専門調査会」第 9 回の会合を開催させていただきます。

まず、先日、渡邊秀一専門委員が辞任されまして、新たに鬼武一夫専門委員が任命されましたのでお知らせいたします。通例でございますと、ここで御本人から簡単に自己紹介、ごあいさつをいただくところでございますが、あいにく本日は鬼武専門委員におかれましては御欠席でございまして、自己紹介は次回に回させていただきます。

本日は、鬼武専門委員のほか、門傳専門委員、渡邊治雄専門委員が御欠席でございまして、13 名の専門委員とともに、久野専門参考人、服部専門参考人が御出席でございます。

また、本日は食品安全委員会から担当委員である、寺尾委員長代理、坂本委員に加えまして、寺田委員長、見上委員に御出席いただいております。小泉委員におかれましては、少し遅れられるとのことでございます。

それでは、議事に入る前に、事務局から資料の確認をお願いいたします。

小木津総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料の議事次第の1枚紙がございますが、その裏側に配布資料の一覧表が載せてございます。これで確認させていただきたいと思います。

まず、資料1でございますが「企画専門調査会に当面調査審議を求める事項（平成16年12月24日食品安全委員会決定）」。これはA4の1枚でございます。

続きまして、資料2-1でございますが、これは前回の会議でもお配りいたしましたけれども、自ら評価を行う候補についての検討資料でございます。A3版の大きなものでございます。

続きまして、資料2-2でございますが、これは前回の企画専門調査会で、それぞれの候補に関しまして専門委員から御意見をいただいたものを、それぞれの項目ごとに整理したものでございます。これは新しい資料でございます。

続きまして、資料2-3でございますが、これは前回、選定の考え方について十分整理した説明ができなかったことを踏まえまして、その趣旨を再度整理し直したものでございます。A4の1枚でございます。

続きまして、資料2-4でございますが、これはA4、1枚で横書きのものでございますが、案件の選定の方法について図解したものでございます。特に食品安全委員会における審議の段階で、どのような取扱いがこれから考えられるかということについて、特に書き加えたものでございます。

続きまして、資料2-5です。これは既にお目につけたものでございますが、食品安全委員会決定ということで、自ら評価の候補の選定の考え方について整理したものでございます。

続きまして、資料3になりますが、資料3-1でございます。これもA3版の大きな紙になっておりますが、これは平成16年度の運営計画の実施状況を簡単にまとめたものでございます。今日の議論の参考ということでございます。

続きまして、資料3-2、運営計画（素案）でございます。これが2番目の議題の検討材料でございます。

続きまして、その参考資料といたしまして、資料3-3、運営計画（素案）のポイントをまとめたものでございます。これは素案と一緒に御覧いただければ参考になるかと思っております。

続きまして、参考資料でございますが、参考資料1、A4で3ページにわたるものでございますが、食品安全モニターの課題報告の結果、暫定集計でございますが、その概要を

まとめたものでございます。

それと、参考資料2が、暫定集計表の本体でございます。

以上が本日の配布資料でございますが、過不足ございませんでしょうか。

富永座長 資料はよろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

ただいま事務局から御説明がございましたように、本日の議題、重要なものが2つございます。議事次第の裏側にございますように、第1の議題は「食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補の検討・選定について」でございます。これは、前回の委員会が時間切れという形で、十分審議ができなくてスッキリした結論が得られませんでしたので、本日引き続き御審議をいただきたいと思います。

まず、こちらの方からやりましょうか。それでは、改めてこの資料2-3、資料2-4なども御準備いただきましたので、これを御説明いただいた後から各論を検討いたしましょうか。

小木津総務課長 それでは、先ほど簡単に御説明しましたけれども、まず前回の御議論を振り返っていただく意味で資料2-2がでございます。これは課題ごとに専門委員からの御発言を整理したものでございます。選定の考え方の趣旨を再度整理し直しましたので、その御議論を更に深めていただこうと思って作成しましたものが、資料2-3でございます。資料2-3に基づきまして、少し説明をさせていただきます。

資料2-3の4つのパラグラフがございますが、一番上は既に委員会決定で、こういったものを選定するかという考え方を整理したものでございまして、1つ目の考え方としましては、国民の健康への影響が大きいという案件。

2番目としては、危害要因等の把握の必要性が高いもの。

3番目としては、評価ニーズが特に高いもの。

こういう考え方で整理されておりますが、例外として食品安全委員会が既に対応している、あるいは、リスク管理機関で対応されることが将来予想されているもの、こういったものは該当しないという整理をしております。これが1つでございまして、第2パラグラフに書いてあるとおりでございます。

その下のパラグラフに書いてございますのは、科学的知見がたくさんあるかないかという点がございまして、これは特に選定の際には御考慮いただかなくて結構でございまして、その後の選定の段階、委員会でその対象をどうするかという議論の中で整理されていくかと思っております。

ここでは、一番最後のパラグラフに書いてありますように、十分知見が存在する場合には直ちに調査に着手しますし、科学的知見が不十分な場合には調査事業等を実施するなどの対応が考えられるわけでございます。

これらの考え方を更に図解したものが、資料2 - 4でございます。一番右側の下のところに書いてございますが、本日、自ら評価を行う対象候補について御議論いただいてままとまりますと、それらについてはこの委員会の審議におきまして、この下に書いてございますが、3月中を目途に食品安全委員会において自ら食品健康影響評価を行う対象について審議するというところでございます。科学的知見が十分存在するものについては、直ちに食品健康影響評価に着手しますし、科学的知見が不十分なものについては、調査事業等を実施する。また、科学的知見を整理して、国民に対して情報提供することが有用と考えられるものは、ファクトシートを作成するという扱いになるわけでございます。

資料に関しましては、以上でございます。

富永座長 ありがとうございます。それでは、各論に入る前に、この資料2 - 3、資料2 - 4に示されている、食品健康影響評価を行う案件の選定に当たっての考え方、基準、その総論的なことについて確認をしたいと思います。特に新しいことはないんですけども、こういう線に沿って選定しようということでございます。これを確認しませんが、各論がうまくいかないと思いますけれども、この資料2 - 4は、時系列に示されておりました大変わかりやすいですね。

何か、この資料2 - 3、資料2 - 4に示された考え方のまとめについて御意見ございますか。よろしいですか。

どうぞ。

海津専門委員 非常に細かい点で申し訳ないんですけども、先ほど資料2 - 4の最後の③で御説明いただきましたところの、国民に対して情報提供することが有用と考えられるものに対して、ファクトシートを作成ということなんですけれども、ここで2点疑問がありまして、国民に対して有用というのは、どういうふうなことを指しているのか、有用である、有用でないというふうに分けるのは、一体どういう点で分けているのか。

それから、有用ではないと判断されたものについては、もうその情報はどこかに追いやられてしまって目に触れることがないのか、それとも一応どこかにきちんとファイルはされておくのか。必要があれば、またそれをひもとくことができるのかとか。その辺のところをお願いします。

小木津総務課長 専門調査会での御議論、あるいは委員会での御議論につきましては、

透明性を持って議事録等を全部公開しておりますので、そこで議論されたことは必ず外に対して情報公開されております。

有用であるかどうかという点に関しましては、そもそも御議論いただいて候補に選んでいただくということは、国民にとって有用であるという御判断を委員の先生方にいただいたというふうに考えますので、基本的には何らかの形でそれを取り上げていくということになるのではないかとおもわれます。

既に、16年度のものにつきましても、例えば、Q熱でありますとか、トランス脂肪酸でありますとか、妊婦のアルコール飲料の摂取に対する胎児への影響、これらにつきましては、御議論いただいて候補として挙げていただきましたが、国民に対して情報提供が有用であるということで整理させていただいて、ファクトシートをまとめて、既に公表しているところでございます。

富永座長 ほかに、よろしゅうございますか。

それでは、総論的な考え方は、これを確認することにしまして、続いて、実質的な各論の審議に入りたいと思います。資料2-1、A3の横長のもの。それから、資料2-2、これは各課題について、専門委員からの意見を集約していただいたものでございますが、これに沿って審議したいと思います。

前回もある程度のところまでは方向づけができていたのですが、まだはっきりこの専門調査会として、コンセンサスの得られた結論が出ておりませんでした。

それで、ただいまから前回の調査会での審議の引き続きになる審議をしたいと思います。

前回の審議を振り返りますと、資料2-2の、特に1、2、3、4の4つにつきましては、何らかの形で取り上げた方がいいのではないかという議論があったかと思えます。

裏面の方は、まだほかの調査会での検討待ち、あるいはBSEのように政府の対応を待つ必要がある。いずれ安全委員会に上がってくるというものもございました。それから、他省庁で今、取り組んでいるということもございました。それは後ほど振り返ることにして、1から各論的に検討してまいりたいと思います。

まず、1番目の「加工食品中に生成されるフラン」について、これは専門委員から主な意見が出されておりますが、これについては、どうでしょうか、取り上げてもいいのではないかと思いますが、御意見ございますか。

御意見というのは、取り上げなくていいという御意見はないようでございますが。これは取り上げるようにしましょう。

2番目の「食品中のクロロプロパノール類」、これについても専門委員からの御意見と

して、基礎データの収集も先決であるが、きちんと評価をする必要があろうということでございます。

これについても、一応検討できるし、評価・審議し得るだけの資料は多分あるのではないかと思うのですが、クロロプロパノール類はいかがでございますでしょうか。取り上げる必要がない、まだ時期尚早とか、資料不備であるというような意見がございましたら先送りしますけれども、これも取り上げることにしてよろしゅうございましょうか。

それでは、あまり御異論がないようでございますから、2番目も取り上げさせていただきます。

3番目「食中毒の原因物質 エンテロバクター・サカザキ」でございますが、これは専門委員からの意見として、微生物専門調査会において、微生物に対する評価ガイドラインの全体について優先順位づけを行った上で、個々の微生物についてリスク評価を行うことになっているため、その手順に従うべきである。ということは、どうなるんですかね。

小木津総務課長 この意味合いは、既に第1弾での自ら評価をすべき案件として取り上げたものの取り扱いの中で、食中毒の原因菌全般について取り上げるという話になっておりますので、既に措置済みと言いますか、着手しておるとい整理でございます。

富永座長 着手だから、引き続きやるということですね。

小木津総務課長 はい。

富永座長 わかりました。では、進行中であるから、これは引き続ききちんとした評価を行うことにしたいと思います。

それでは、その次の4番の「ビタミン類の過剰摂取」、これは特にビタミン類はたくさんありますけれども、ビタミンAとかビタミンE、脂溶性、油に溶けるビタミンは水溶性と違って体に蓄積される可能性があります。あまり過剰に投与すると、有害作用も出てくるおそれがあります。ですから、これはビタミン類の中でも水溶性のものではなくて、脂溶性のビタミンについては、やはり一度取り上げて評価した方がいいのではないかと思います。そういう意見が専門委員から出されております。

どうぞ。

飯島専門委員 前回の専門調査会は欠席させていただきましたが、ビタミン類についていろいろな資料を読みました。その関係で、コエンザイムQ10についてですが、非常にマスコミ、テレビ等でブームになっております。国立健康栄養研究所の健康食品の安全性・有効性情報には、コエンザイムQ10は、適切に採っていれば別に問題はないと書いてありますが、中には極端に過剰に使用しているケースが薬局店頭で多々見られます。その

影響調査のような、過剰摂取による健康影響調査の評価を、是非行っていただきたいと思っています。

というのは、いろいろな文献を見ますと、医薬品等との相互作用が指摘されておりますので、是非取り上げていただきたいと思っています。

富永座長 ありがとうございます。ビタミンAとかEはよく知られておりますけれども、最近のコエンザイムQ10が大変話題を呼んでおります。私も、つい最近のことですが、大学を定年退官されたある偉い先生から、富永さん、コエンザイムQ10は非常にいいよということを言われまして、宣伝も派手にやっているものですから、めちゃめちゃ高いこともないし、一度買ってみようかと思っているんですけども、やはりちゃんとした根拠、お墨付きがあった方がよろしいので、いいんじゃないかと思っています。

どうぞ。

武見専門委員 今の件に関してなんですけれども、この資料の備考欄の右側のところにありますように、恐らく食事摂取基準を策定するに当たって、すべてとは言いませんけれども、かなりのビタミン類について、いわゆる健康被害的なものも含めて、エビデンスを集められていると思いますので、その辺との兼ね合いでこちらとしてどう扱っていくのかということ、やはり整理した方がよろしいのではないかと思います。

富永座長 そうですね。それでは、資料もきちんと集めながら評価してもらえばいいと思います。

この4番目の項目、「ビタミン類の過剰摂取」、すべてのビタミン類ではございませんが、特にきちんと評価しないといけないものをねらって評価するというので、よろしゅうございますか。

それでは、4番目の「ビタミン類の過剰摂取」も評価することにいたします。

それでは、次の5番目の『BSE「非発生国」産牛肉の安全性』、これと9番の「米国のBSE対策」、これら含めまして、BSE関係の項目は大変重要で、国民の最大関心事でもあるわけでございます。ですから、これはいろいろ政府レベルでも審議・交渉が進展しているようでございますから、いずれ食品安全委員会へその評価・審議が回ってくると思いますので、その上で取組みたいと思います。

これにつきましては、前回、寺田委員長からそのような御指示があったかと思えます。これはしばらく待つとしてよろしいですね。

6番は「塩化ビニルを含む容器包装 ラップ」です。いろいろございますけれども、前回和田専門委員からも御指摘、コメントがあったと思いますが、これについて、和田専門

委員、記憶を新たにするためにもう一度御指摘いただけませんか。

和田専門委員 家庭での使用、それから御惣菜とか売っているものにかかっているものと、使用の頻度が非常に多くなっておりまして、何となくかかっているものの材質が何だろうかというようなことも気になり、いろいろそれぞれの材質について説明が書いてあるんですけども、なかなか区別がしにくいとか。それから、使っているものによっては、今度使用する。使い勝手というのは、使いにくいものもありまして、いろいろその辺のところでは非常に消費者が普段話をしていまして、話題に出ることが非常に多い品目ですので、是非健康影響評価ということを取り上げる意味が大きいのではないかと考えてございます。

富永座長 ありがとうございます。前回、同じことを御指摘いただきました。ここでは「塩化ビニルを含む容器包装」となっておりますから、塩化ビニルに限定することはないと思うんですが、特にラップ類、非常にたくさん使っておりますので、私もほとんど毎日使っておりますので、頻度の上でも重要ですし、またよくわからないという点もございまして、まず最初にいろいろ情報集めをした上でやらなければいけませんけれども、情報集めをするのも当委員会で自主的な調査もやるということになっておりますから、それではこれも採用いたしましょうか。

どうぞ。

山本専門委員 この場合、塩化ビニル自体の安全性を評価するのか。問題になっているのは、塩化ビニルの中に含まれている、フタル酸エステルを主体とする可塑剤の問題だと思うんです。どちらを評価するのかということは、ちょっと明確にしておいていただいた方が、消費者にとってもわかりやすいんじゃないかと思えます。

富永座長 主たる問題は、やはり今、御指摘の塩化ビニルという点にありますね。ですから、それだけに限定せず、ラップ類も広くということでございますから、中心は塩化ビニルを含む容器包装。更にそれ以外のものについても情報を集めて評価するということですね。

いかがですか。そういうやり方でよろしいですか。どうぞ。

澤田専門委員 包装容器にはいろいろな器材の種類がありまして、そのものによって流出する可塑剤がいろいろあると、かなり複雑ですので、まず実際の状況をきちんと報告していただいて、そこで問題点をもう一回抽出し直した方がよいかと思えます。

富永座長 ありがとうございます。それでは、広く網を広げて、一応情報収集をして、それから一つひとつ検討しますけれども、特に塩化ビニル、これは大変重要なものでござ

いますから、これを中心にやるということですね。御意見は多分同じだと思います。やり方の問題ですね。

それでは、あまり反対という御意見はないようでございますから、「6 塩化ビニルを含む容器包装 ラップ」、ほかの塩化ビニル以外でできたラップ類も含めて、広く情報を集めて評価することにさせていただきたいと思います。

「7 スギヒラタケ」、これは専門委員からのコメントがございますように、厚生労働省が今、調査研究をやっておりますので、それが終わって情報が得られてから、結論が出てからということにしたいと思います。これはパスしてよろしいですね。

それから「8 ウコン」、他の省庁の調査研究の結果が出てから対応するべきと。ウコンは他の省庁でどこがやっているんでしょう。御存じですか。厚生労働省ですか。

山本専門委員 厚生労働省が、過剰摂取はだめですよということをもう既に出しているはずですから。

富永座長 そうですか。わかりました。一応、正式の結論が出てからということでもいいですね。

9番はもう既に5番と抱き合わせで先送りと。

「10 鶏卵のQ熱感染リスク」、これはもう既にファクトシートが作成されているから、もういいんではないかということでございますが、これはいかがでございますでしょうか。よろしいですね。これはもう済みと。

「11 酢酸ビニル樹脂残留モノマー」、これについても専門委員から、既に厚生労働省において成分規格が規定されており、取り上げる必要はないと。済みであるという御意見です。よろしいでしょうか。

それでは、今回、11件課題が上がってございましたが、最初数件ぐらい取り上げればいいのかと考えておりましたが結果的に、

1番の「加工食品中に生成されるフラン」

2番の「食品中のクロロプロパノール類」

3番の「食中毒の原因物質 エンテロバクター・サカザキ」

4番の「ビタミン類の過剰摂取」、ビタミンAやE、コエンザイムQ10等々、重要なものを取り上げて評価する

5番の『BSE「非発生国」産牛肉の安全性』、これはしばらく待つ

6番の「塩化ビニルを含む容器包装」、これは塩化ビニル、既製のものを中心にしまして、ほかのラップ類も広く情報収集をした上で評価するということ

7 番の「スギヒラタケ」、これは厚生労働省の調査研究が終わってから
8 番の「ウコン」、これも厚生労働省の調査結果が出てから対応
9 番の「米国の B S E 対策」は、これもしばらく待つと
10 番の「鶏卵の Q 熱感染リスク」は、ファクトシートがもうできている
11 番の「酢酸ビニル樹脂残留モノマー」、これも厚生労働省の方で規格がもうできている
ということで、結局、1、2、3、4、6 の 5 題を取り上げることにしたいと思いますが、
これでよろしゅうございますか。

どうぞ。

山本専門委員 先ほど申し上げ損ねたんですが、クロロプロパノール類については、国際的にも日本で主体になっている醸造醤油からは出てないということはかなり明確になっていますので、この場合はアミノ酸醤油その他と、日本の醸造醤油とは違いますよということ
を明確にしておいていただいた方が、やはり消費者の皆さんの誤解を招かないという
観点からも大事だと思いますので、その辺はよろしく願いいたします。

富永座長 ありがとうございます。大変有益なコメントだったと思います。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、前回の委員会の積み残しの議事の 1 はこれで終わらしまして、次の本来主に審議すべき議事 2 「平成 17 年度食品安全委員会運営計画について」に移りたいと思います。

まず、資料に基づいて事務局から御説明ください。

小木津総務課長 それでは、御説明いたします。まず資料 3 - 1 をお開きいただきたい
と思います。

これは、昨年 3 月 12 日にこの専門調査会、第 6 回会合におきまして御審議いただいた
上で、委員会において決定されました平成 16 年度食品安全委員会運営計画でございます。
これにつきましては、現在までの実施状況及び課題を簡単にとりまとめた資料でございます
ので、これを審議の参考にとということで御説明させていただきたいと思います。

まず 1 ページ目にありますように、全体の構成といたしまして、まず第 1 に重点事項を
定めると。そして第 2 が委員会の運営の全般。そして第 3 が「食品健康影響評価の実施」
という、業務の柱が順に出てきておりまして、第 4 が「リスクコミュニケーションの促進」、
第 5 が「緊急の事態への対処」。第 6 が「食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理
及び活用」。最後に第 7 が「食品の安全性の確保に関する調査」という構成になってござ
います。後ほど御紹介いたします 17 年度の運営計画の案におきましても、これを原形と
して作成しているところでございます。

この16年度におきましては、初めの年度計画ということで、まず重点事項を整理しております。その重点事項は委員会の計画的な運営、これは第1の2というところでございます。そして、透明性の確保、また委員会の主体的な取り組みのさらなる推進。4つ目が、リスク分析手法の考え方について、国民への浸透、定着を図るといった事柄を重点事項として整理したところでございます。

全体といたしまして、おおむね順調な実施状況でございます。そして、まずこの第1の部分につきましては、「これまでの実施状況及び今後の課題」という欄を見ていただきますとおわかりのように、今後の課題として考えられるものとしては、徐々にこの委員会の運営が軌道に乗ってまいりましたので、この第1パラグラフにございますように、今後は各専門調査会も含めた、計画的かつ効率的な運営をより一層推進していく必要があるという認識を持っているところでございます。

また、この欄の一番下のパラグラフにございますように、国民に対する正確でわかりやすい情報の、迅速かつ適切な情報提供に努力しているところですが、特に国民の関心が高いテーマについては、一層の努力が必要であるという認識を持っているところでございます。

続きまして、第2の部分でございますが、それぞれ専門調査会の運営方針についてまとめているところでございます。当専門調査会でございますが、この記載事項の欄にございますように、委員会の運営の在り方のフォローアップ、あるいは、基本的事項のフォローアップをする。また、今日お諮りしておりますような、委員会が自ら行う食品健康影響評価の対象候補を絞るといった作業についてお願いしているところでございます。実績といたしましては、右側にございますように、今回を含めて計3回ということでございますが、この企画専門調査会、各層の先生方にお集まりいただいておりますので、更に役割を明確化していった活動していただくような計画にする必要があるのではないかと認識をしております。後ほど御説明するような計画の案をつくっているところでございます。

続きまして、2ページにまいりまして、それぞれリスクコミュニケーションの専門調査会については、引き続きリスクコミュニケーションの在り方について検討していく必要がございます。また、緊急時対応専門調査会におきましては、危害要因別の個別マニュアルの検討というのが、今、宿題として残っております。これに積極的に取り組んでいかなければならないということがございます。

また、その下でございますが、各危害要因ごとのリスク評価を行うための専門調査会が設けられておりますが、こちらは必要に応じ随時開催されております。その実績が右の

ようになってございます。

また、全般を通じてですけれども、2ページの下の方でございますが、運営状況報告書をまとめて公表する。あるいは、運営計画を策定すると。これは、両方ともに企画専門調査会の重要な役割でございますが、こういった事柄を整理しているところでございます。

そして、次の3ページにまいります。3ページは、委員会の業務の柱でございますが、食品健康影響評価の実施でございます。

課題が幾つかございますが、1つ目が、食品健康影響評価に関するガイドラインを策定するというところでございまして、右側に書いてありますような、3つの項目について策定がなされたわけでございます。

また、2番目でございますが、委員会自らの判断によって、食品健康影響評価を行うべき対象。これは、企画専門調査会での御議論なども踏まえながら、実際の選定を行って、右側に書いてありますような取扱を現在しているところでございます。

また、その下でございますが、リスク管理機関から要請を受けてリスク評価をするものでございます。これは、3ページの下の方の右側の方に書いてありますように、16年4月から現在までの間、90品目について評価要請を受けまして、その次の4ページにございますように、76品目について評価結果をまとめて各省に通知しているということでございまして、それが要請を受けての事項でございます。

そして4ページの4でございますが、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況を調査するという課題がございます。これにつきましては、実績といたしまして、2回の調査を行いまして、その実施状況について把握しているところでございます。

このように、食品健康影響評価の実施につきましては、おおむねそれぞれの課題について適切に対応できているのではないかと考えておりますが、更に主体的な取組について力を入れていくべきではないかというような認識を持っているところでございます。

続きまして、4ページの下の方でございますが、こちらはリスクコミュニケーションの促進についてまとめたものでございまして、その1つ目が意見交換会等の開催でございます。計画上、全国各地で意見交換会を実施するというところで、10回程度開催するというところでございましたが、やはり必要性が非常に高いということで、各地で100回以上の実績になっております。ここでは、特にBSEの関係の必要性が高かったという特殊事情でありますけれども、やはりその重要性が基本的に高いということだろうと思います。また、課題として、この右側の方の第4パラグラフに書いてありますけれども、今後もより効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るために、リスクコミュニケーション専門調査

会の議論を踏まえて、意見交換会における適切なテーマの設定、実施方法の向上に努めていく、これらが課題として認識されているところをごさいます、より積極的な対応が求められているかと考えております。

また、この部分につきましては、2のところでは全国食品安全連絡会議を開催するという課題、そして5ページの3というところで、食品安全モニターの依頼をして活躍していただくということをごさいます、こちらの方も特に食品安全モニター会議を開催して、その連携、取組の促進に努めているところをごさいます。

また、その下でございますが、4番目でございます、情報の提供・相談等の実施をごさいます、委員会のホームページの活用、あるいは「食の安全ダイヤル」を通じた質問等への対応などを中心に対応しているところをごさいます。

また、その下でございますが、5ということで、リスクコミュニケーションに係る事務の調整でございます。これは、関係省庁も含めながら事務の調整を行うということをごさいます、リスクコミュニケーション担当者会議を開催しながら、その連携を図っているところをごさいます。

以上がリスクコミュニケーションの促進に関わる実施状況でございます。

6ページにまいりまして、第5で緊急の事態への対処ということをごさいます、16年度は幾つかの文書をまとめたところをごさいます、まず1つ目が「食品安全関係府省緊急時対応基本要項」、これは関係府省の緊急時における国全体の対応をまとめたものをごさいます、これを策定しております。

また、その下でございますが「食品安全委員会緊急時対応基本指針」、こちらは委員会の対応を特にまとめたものをごさいます、それぞれ4月の段階で整理されているところをごさいます。課題となっておりますのは、その下でございますが、3ということで、危害要因別の個別マニュアルを策定していくことが課題となっております、これにつきましては、実施状況の右の方の欄に書いてありますように、今後も引き続き、特に一つの代表例として食中毒に関する個別マニュアルの策定作業をしているところをごさいます、これらにつきましては、リスク管理機関と相互に連携しながら、策定作業を続けているところをごさいます。以上が、この関連の実施状況でございます。

その下、第6でございますが、情報の関係です。情報の関係といたしましては、危害情報等のデータベースをまず構築する。その開発の段階が16年度だったわけをごさいます、これは16年度から3カ年事業で食品安全総合情報システムを構築していくという大きな課題を抱えておるところをごさいます、17年度はそれを更に積極的に運用し、データベ

ースを強化していくという課題が残っているところでございます。

それと、情報の関係では、その下の国際会議等への参加も積極的に行うということが整理されておりまして、16年度のこれまでの実績で言いますと、計15回ほど国際会議等に委員等を派遣して、情報収集に努めているところでございます。

最後になりますが第7でございます。食品の安全性の確保に関する調査ということでございまして、これらの中身は引き続きそれぞれの分野において調査を行っていく必要がございますので、基本的に17年度も同じような項目について調査を実施していく必要があるかと考えているところでございます。

簡単ではございますが、17年度の運営計画の議論の参考ということで、実績を御報告したところでございます。

引き続きまして、資料3-2の方に移りたいと思います。こちらの方は、今、申し上げたような実施状況、今後の課題を踏まえながら、17年度の運営計画の素案をまとめたものでございまして、これから御審議いただきたいと思います。

この資料3-2と資料3-3、これをセットでお目通しいただければと思っております。資料3-3は、重点事項ということで冒頭で17年度の重要な事項につきまして整理しておりますが、それぞれがどのような具体的な取組として、この運営計画の中にちりばめられているかということを整理したものが、この資料3-3でございます。横に置きながら御説明をさせていただきたいと思います。

資料3-2でございます。構成は先ほど申しましたように、16年度の運営計画の原型をなぞったものでございますが、「第1 平成17年度における委員会の運営の重点事項」の1でございますが、これは食品安全委員会の所掌事務を円滑かつ着実に行う必要があるという認識を書いたものでございまして、これは特に変わってございません。

2番目でございますが、重点事項を整理しております。今回5点ばかり整理しております、まず1点目が、委員会及び各専門調査会の計画的かつ効率的な運営をより一層推進するということでございます。これらにつきましては、第2の「委員会の運営全般」に関係しているところでございまして、具体的な中身はこのポイントの方にございます。ポイントの資料の特に下線が引いてございますところは、今回17年度の運営計画によって新規に特に加えたものでございますので、そういう観点で見させていただきたいと思います。後ほど御紹介しますように、企画専門調査会を6回開催していただくとか、そういった中身などがそれに対応しているところでございます。

続きまして、資料3-2の方に戻っていただきますが、重点事項の2つ目でございます

が、委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検、検討を行うとともに、新たに食品健康影響評価技術研究を開始するなど、委員会の主体的な取組のさらなる推進を図るとなっております。これは第3の食品健康影響評価の実施の方に関わっているところでございます。ポイントの方では、1ページの下から、次のページにかかっているところでございます。特に評価技術研究が17年度加わっているということが特徴点でございます。

続きまして、また資料3-2の方に戻っていただきまして、3つ目の重点事項ですが、リスクコミュニケーションの推進でございますが、運営方法の向上に努める、効果的なりリスクコミュニケーションの促進を図るための手法を開発すると、これを重点事項として入れております。これは、第4のリスクコミュニケーションに関わる項目に関連しております。ポイントの方で言いますと、2ページでございます。

続きまして、その下でございますが、特に国民の関心が高いテーマに配慮しつつ、ホームページの充実や季刊誌の発行等を通じ、国民に対する正確でわかりやすい情報の迅速かつ適切な提供をより一層促進すると。これもリスクコミュニケーションの第4に関係するところでございますが、これを4つ目の先ほどの課題に対応して重点事項に入れております。

最後の項目でございますが、食品安全総合情報システムの一層の整備を図ることにより、国内外の食品の安全性の確保に関する情報の蓄積、整理を進める。これは第6の情報の項でございますが、これを重点事項として挙げているところでございます。

続きまして、具体的な内容について入っていきたいと思います。「第2 委員会の運営全般」でございます。会議の開催につきましては、委員会本体が毎週木曜日に開催しております。これを引き続いて実施していくということでございますが、以下、特に変わっているところについて御紹介していきたいと思います。

②の企画専門調査会の開催でございますが、ここでは企画専門調査会の役割につきましては、委員会の運営全般について幅広い観点から定期的に点検し、改善提案を行えるようにするため、平成17年度中に以下のとおり6回開催するという提案でございます。

まず、16年度の運営計画のフォローアップ、そしてその状況のとりまとめを5、6月ごろやっただけだと。

そして、次のページにまいります。自ら評価の案件の整理ということですが、大体6ヶ月に一回ぐらいずつデータ等が集まってくれば、それを整理して候補を絞っていくという作業をしていただこうと思っておりますが、これを8月から9月ごろお願いしたいと。

続きまして、その下でございますが、運営計画、今日議論していただいてもとまれば、その実施状況の中間報告をさせていただいて、またその時点で審議をしていただくことをお願いしたいということで、10月から11月ごろでございます。

その下でございますが、これは前回も御議論いただきましたが、基本的事項のフォローアップを毎年お願いしたいと考えておりまして、1月に策定されておりますので、大体このタイミングでお願いしたいと考えております。

その次でございますが、18年度の運営計画の審議、本日お願いするような審議をやはり2月ごろお願いしたいと考えております。

その下でございますが、6ヶ月に一回ずつということで、自ら評価の候補の選定につきまして、3月ごろお願いしたいと考えております。

続きまして、1のリスクコミュニケーション専門調査会でございます。こちらはおおむね1、2ヶ月ごとに開催していただくということをお願いしたいと考えています。特に効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発、あるいは、委員会が開催した意見交換会の評価について調査審議していただいて、随時とりまとめていただくということをお願いしたいと考えております。

2の緊急時対応専門調査会でございます。こちらの方は、今、食中毒に係ります個別の緊急時対応マニュアルの策定作業をお願いしているところでございますが、更にそれが策定されれば、おおむね1、2ヶ月ごとに開催して、他の危害要因についてもその検討をお願いしたいと考えております。

3が、各危害要因ごとの専門調査会の開催、これは随時ということでございます。

続きまして、2の16年度の運営状況の報告書、そして18年度の運営計画の作成については、企画専門調査会で審議の上、委員会でとりまとめるという手順を整理させていただいております。ここは特に変えておりません。

続きまして、3ページでございます。「第3 食品健康影響評価の実施」でございます。まず、1のガイドラインの策定につきましては、それぞれ必要なガイドラインにつきまして、具体的な策定スケジュールをとりまとめた上で、それぞれの専門調査会で御審議いただくわけですが、それを計画的に策定を進めていくという整理にしておりまして、既に自ら食品健康影響評価を行うべきものとして、食中毒原因微生物に関する評価ガイドラインを策定していくということが課題に上っておりますので、これを17年度中を目途に策定していきたいと。

また、遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品の安全性評価基準（仮称）につい

て計画的に策定を進めると。当面考えられている案件をここに入れているところでございます。

また、これらにつきましては、食品健康影響評価技術研究を活用していくという整理をしております。

続きまして、2でございますが、自ら食品健康影響評価を行う案件の選定でございます。これらにつきましては、委員会において一元的に収集整理された危害情報、あるいは「食の安全ダイヤル」等を通じて得られた情報、また、リスク管理機関の対応状況等を定期的に整理した上で、この企画専門調査会に6ヶ月ごとにお諮りいたしまして、これを委員会の方に上げてその案件を決定していくという手続を考えておるところでございます。

続きまして、でございますが、現在、リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の処理でございますが、16年度までに食品健康影響評価を要請された案件については、是非17年度中にその評価を完了するという事を、自らの宿題として入れております。

また、その次の4ページにまいります、3の最後のパラグラフでございますが、「さらに」と書いてあるところでございます。委員会が自ら食品健康影響評価を行うこととされた食中毒原因微生物に関しては、17年度中を目途に食品健康影響評価に関するガイドラインを策定した上で、評価対象の優先順位付けを行って、優先度の高いものから順次、評価作業を進めるということございまして、先ほど御議論いただいたものの案件の取り扱い、このように今、進行中でございます。

続きまして、4でございますが、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査。16年度も同じように実施したわけですが、2回調査を実施して、大体17年の9月ごろ、18年の3月ごろを目途にとりまとめをしたいと考えておりまして、それをここに盛り込んでおります。

また、新しいところでは、5の食品健康影響評価技術研究の推進。主体的かつ効率的に食品健康影響評価を行うため、研究テーマを設定し公募を行う「テーマ設定型」の競争的研究資金制度を導入し、食品健康影響評価に関するガイドラインの策定等に資する研究として、食品健康影響評価技術研究を開始するということでございます。

続きまして「第4 リスクコミュニケーションの促進」でございますが、まず、1の意見交換会等の開催、これは非常に必要性が高いということで、今回17年度におきましては、関係府省が連携して全国各地で意見交換会を実施する一応の目安として30回程度開催するという整理にしております。

また、地方公共団体との共催による意見交換会を10回程度実施するという整理をしているところがございます。

続きまして、その次の5ページにまいりまして、2の全国食品安全連絡会議の開催、これは9月ごろを予定しております。

そしてその下でございますが、3の食品安全モニターの活動でございます。モニター470名の方に委嘱しておるところでございますが、特にこのモニターの方々には日常生活を通じて気づいた点等について報告を求めるとともに、地域への情報提供等についても協力を依頼していきたいと考えておりました、更にその連携を確保するために、地域別に食品安全モニター会議を開催していきたいと考えております。

その下でございますが、4の情報の提供・相談等の実施。先ほど申しましたように、正確でわかりやすい情報の提供と。そして、特にBSE等、国民の関心が高いテーマについては、そういったことに十分配慮して情報発信に努めていきたいということでございます。

5番目でございますが、リスクコミュニケーションに係る事務の調整。これは、毎月2回程度、リスクコミュニケーション担当者会議を開催してきたわけですが、これを引き続き実施しながら、リスクコミュニケーションにおけるリスク管理機関との連携を図っていききたいと考えております。

続きまして「第5 緊急の事態への対処」でございます。

まず1つ目、ここの部分は中身が大分変わっております。次のステップに行っているということでございますが、まず「食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアル(仮称)」の策定でございます。基本要項の策定によって共通の事項についてのマニュアルがまとまっているところでございますが、更にそれぞれの危害要因別にまとめるマニュアルの第1弾といたしまして、食中毒におけるマニュアルを関係府省とともにまとめていくというのが1つ目でございます。

2つ目、6ページにまいりますが、それを食品安全委員会の中で、どのような手順で対応していくかということをもとめるということで、まず食中毒について対応していきたいということでございます。

3のところを書いてありますように、食中毒のマニュアルの策定が進みますれば、更に食中毒以外の主要な危害要因ごとにふさわしいものがあれば、緊急時対応マニュアルを策定していくということでございます。これをおおむね1、2ヶ月ごとに専門調査会を開くことによって実施していきたいということでございます。

続きまして「第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用」ござい

ますが、1つ目が、関係府省との情報の共有のシステム化及び食品安全モニターからの情報等のデータベース化。これが「食品安全総合情報システム」の3カ年事業の中の2カ年目の重点的な課題でございます。委員会が収集する、国内外の食品の安全性の確保に関する情報を蓄積・整理するということでございますが、特にこの17年度におきましては、共有情報システムを構築して、各府省と連携をして情報の共有化を図っていきます。

更に、食品安全モニターからの報告等をデータベース化していくという作業が求められているところでございまして、順に仕様書の作成、契約手順、そしてデータベースの構築、これらを手順を踏んで着実に実施していきたいと思っております。

7ページにわたりますが、18年の2月ごろには、データベースの運用開始にこぎつけたと考えているところでございます。

また、2の国際会議等への参加でございますが、コーデックス委員会の各部会、OECDのタクス・フォース会合、あるいはOIE総会等々、関連する国際会議等に積極的に委員等を派遣するというところでございます。

続きまして「第7 食品の安全性の確保に関する調査」ということでございまして、平成17年の6月ごろまでに、17年度に実施すべき調査課題を選定していくという作業でございます。調査課題としてのグループとしては、まず1つには情報の収集・整理・分析に関する調査。

2つ目が、毒性試験データ等を収集するという調査。

3つ目が、市販されている食品等の安全性の実態調査。

4つ目が、毒性発現メカニズムの解析とか、危害の分析手法の確立等、科学的知見を蓄積していくための調査。

そして最後でございますが、欧米諸国等におけるリスクコミュニケーションの最新の事例等について調査していき、リスクコミュニケーションに役立てていく。こういった調査を予定しているところでございます。

資料の説明は、以上でございます。

富永座長 ありがとうございます。議事の2は、第1番目に資料3-1に基づいて、平成16年度の食品安全委員会の運営計画の実施状況について、各項目ごとに報告をいただきました。

資料3-1では、右の欄にございますように、実施状況に合わせて今後の課題ということも含めていただいております。進行中のもの、これからやらなければいけないものもここに書いてありまして、それを踏まえて資料3-2及び資料3-3、これは同じものでござ

ざいますけれども、平成 17 年度の食品安全委員会の運営計画、重点事項について御説明いただきました。

それぞれ食品安全委員会がやっている、いろんな事業を御説明いただきましたが、特に当企画専門調査会につきましては、これまでのような審議をやるわけですけれども、平成 16 年度の開催状況は 3 回ぐらいでございましたが、平成 17 年度には少なくとも今、御提案のように、年に 6 回ぐらい開催してはということでございます。年に 2 回とか 3 回ですと、前回審議したこともほとんど忘れてしまっているという状況で、また思い出さなければいけないし、年 6 回もやりますと、前回のことを皆さん大体覚えておられるし、完全に冷え切っていないのでまた審議がうまく行くと思います。

それに、回数が増えますと、事務局におきまして、今回のようないろいろな資料を次々とつくってもらわなければいけないので、それをつくるとなるとまた大変でございますが、仕事も進行するのではないかと思います。

委員の先生方、それぞれお立場上大変お忙しい方々ばかりにお願いしておりますけれども、この年 6 回開催計画、これも含めて 17 年度の食品安全委員会の運営計画全般について、御意見がございましたらお願いしたいと思います。

石川専門委員 1 点意見と、1 点質問ですが、16 年度の実施状況について、あるいは 17 年度の計画、両方とも 1 ページに書いていますけれども、情報をわかりやすく正確に伝えていくということが、非常に大事な課題だと思っています。いろいろ努力されているのはわかりますけれども、やはり影響があるのはマスメディアをいかに活用していくかということだと思いますが、その辺りがまだ足りないと考えております。特にテレビの影響が大きいと思います。これについては後から説明があるのかもしれませんが、モニターのアンケートからもよく窺えます。それが意見です。

あと質問ですが、国民に正確に情報が伝わっているかどうかということについては、関心の高い方はある程度伝わっていると思いますが、そうじゃない方にいかに伝わっているかという調査、現状把握はどうされているのか。あるいは、これからどうしようとしているのか、質問したいと思います。

以上です。

富永座長 ありがとうございます。大変重要な御指摘でございますが、確かに広報、大変重要でございますが、ホームページ、あるいはホームページなどにアクセスできない方にとっては季刊誌とかファクトシート、いろいろございますが、マスコミをもっと上手に活用してはどうかと。確かにおっしゃるとおりでございますが、私らも大部分の情報はマ

スコミから得ている状況でございますが、事務局の方、どういうふうに対応するか、コメント、御意見ございますか。

小木津総務課長 そちらの点につきましては、広くリスクコミュニケーション専門調査会の中で、さまざまな手法によって国民との情報交換、あるいは情報提供について御議論いただいておりますので、この会合で御議論があったということをお伝えいたしまして、そちらの議論を待つということをお願いしたいと思っています。

参考資料の中に、今お話がありましたような取組が、受け手の側、今回は食品安全モニターへのアンケートなのですが、どのように評価されているかということ参考に整理したものがございますので、そちらを御紹介しますと、ある程度その反響がわかるかと思えますので、説明をさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

富永座長 そうですね。それでは、参考資料のことも引き続きお願いしたいと思います。

藤本勸告広報課長 それでは、参考資料1を御覧いただきたいと思います。食品安全モニターに対しまして、食品安全委員会のこれまでの取組などにつきまして、どういう認識を持たれているのかというのを調査しておりますので、その御報告をさせていただきたいと思います。

詳しい内容は、参考資料2の方でございますけれども、それを抜粋したものが参考資料1だというふうに御覧いただければと思います。

内容としましては「1. 調査目的」にございますように、3点ばかりのテーマを設けて聞いてございます。

1番目が、食品安全委員会以外の管理官庁も含めた、食品安全行政全般について信頼感とかといったものが、どういうふうに変化しているか等のこと。

2番目に、食品安全委員会のリスク評価を中心とした取組についての内容に対して、透明性とか、科学性とか、あるいは中立・公正性などについて御質問をしております。

3番目に、食品安全委員会の取組もリスクコミュニケーションということで、その取組、あるいは効果といったものなどについて調査をしております。

中身の前に2点ほど補足をさせていただきますと、まず1点目は、調査の目的の1行目に書いてございますけれども、調査対象の食品安全モニターと申しますのは、そもそも食品の安全性に関してある程度知識、経験を有する消費者の方々の方々の意見を把握するということをお願いしているわけでございますけれども、とりわけ食品安全委員会の取組についてはそういうことで、私どもの方も必要に応じて情報を提供している関係から、普通の人よりは取り組みの状況について承知をしている、一定の知識を有している方だという点が1

つございます。その点を含めて解釈をする必要があるだろうということが1点目でございます。

2点目は、未定稿とか、あるいは暫定集計と書いてございますけれども、その趣旨でございますが、実施期間が本年の1月ということで、3の「対象」のところにちょっと書いてございますけれども、食品安全モニターは全体で466名おりまして、現在、440名近くの方から回答をいただいているような状況でございます。ただ、本日にできれば間に合うようにということで、そのうちの368回答数について暫定的に集計したものであるということで御理解いただければと思います。全体につきましては、まとまり次第また委員会に報告する予定にしております。

参考までに回答者の構成でございますが、男性・女性の割合が、下から2つ目でございますように、1対2の割合になっているということでございます。あと年齢別では、大体こんなものなのかなという感じでございます。

それでは、内容の方でございますけれども、2ページ目以降を見ていただければと思います。

まず、最初に「第1 食品安全行政全般について」ということでございます。一昨年に食品安全基本法が施行されて以降、食品安全行政全般に対する信頼感がどのように変化したのかというのを聞いたものでございます。「かなり高まった」という方が大体4分の1近くいらっしゃるしまして23.9%。「やや高まった」という方の58.4%の方を加えますと、両方で8割を超える82.3%の人がそういう変化を持っておりということでございます。

その信頼感が高まった理由につきまして、その両者の選択をされた303名の方に聞いたところ、「審議や議事録の公開など透明性が増したから」というのが46.5%、「リスク評価とリスク管理が分離されて客観性、中立・公正性が増したから」というのが42.6%、「意見を表明する機会が増したから」というのが27.7%等々ございますけれども、一番多かったのが「関連情報を得る機会が増したから」ということで、4分の3の75.2%の方がそういうことを理由として挙げられているということで、先ほどもちょっと御指摘がございましたけれども、情報の提供というのが結構一つの大きな要因になっておることでございます。

次に「リスク分析手法の基本的な枠組についての理解の浸透状況」ということでございますけれども、今年度の運営計画において重点項目の1つに挙がっていたわけですがけれども、その状況について認識を尋ねたものでございます。

「食品安全に関心の高い人かどうかにかかわらず、全体的に浸透しつつある」という認識を持たれている方は、残念ながら7.1%にすぎないという状況でございました。「食品安全に関心の高い人の中では浸透してきている」というのが45.4%いらっしゃいますけれども、そういった食品安全に関心の高い人の間でも必ずしも十分浸透してないのではないかとというのが36.7%いるということで、この辺りはまだ道半ばといったような認識の方が多いいということでございます。

次に3ページに移らせていただきますけれども、「第2 食品安全委員会のリスク評価を中心とした取組について」ということでございます。

まず、透明性についてどういうふうに見ておるかということでございます。十分確保されている方というのが8.2%、ある程度確保されている方が73.1%いらっしゃいました。合計しますと、81.3%の人がある程度確保されているというふうに認識されているということでございます。

透明性を確保する上で重要と考えている取組は、どういうものでしょうかということでも聞いたものが次のものでございます。これは、いずれも委員会として取組を進めているものでございますけれども、一番多いものとしましては「委員会・専門調査会の原則公開（傍聴可能）」ということ63.3%、同じく「リスク評価結果（評価書、評価通知書等）の公表」というのが、63.3%の人が指摘をしておるということでございます。そのほか、「リスク評価結果に対する情報・意見の募集とその回答の公表」あるいは「委員会・専門調査会の議事録・配布資料の公表」等々が続いておるという状況でございました。

次に「リスク評価の過程やその結論についての科学的かつ中立・公正性」についてどう思うかということでございますが、「そう思う」という方が4分の1近くの23.6%で、そういう認識を持っていらっしゃいました。「どちらかといえばそう思う」という方を加えますと、両方で86.9%の人がそういう認識であるということでございます。

次に4ページでございますけれども、中でもBSE問題に関しまして中間とりまとめをはじめ、いろんな取り組みを委員会で行っておりますけれども、これまでの取組についてどう思うかということでございますが、下にあるようなものをすべて選択肢として9つほど用意しまして、その中で該当するものをすべて選んでもらったということでございます。

一番多いものが、「BSE問題の理解の促進に役立っている」というふうな指摘をされた方が68.2%で最も多かったということでございます。あと「科学的な議論が行われている」とか、「わかりやすい情報提供ができています」とか、「中立公正に議論が行われている」といったような方が並んでおるということでございます。

一方「中立公正に議論が行われているとはいえない」といった方が9.5%いたり、「科学的な議論が行われているとはいえない」といった方が5.2%といったような形で、結果としては出てきておりました。

次に、本日も御議論いただいておりますけれども、自らの判断で行うリスク評価の案件を選定した方法について適当であったかどうかというのも聞いてみました。それについては、4割強の方が適当であるとし、どちらかと言えば適当であるという方を加えると、9割の方がそういう評価をしていただいておりますという結果でございました。

食中毒原因微生物の評価について、最終的に評価をしていこうということでもございましたけれども、今後その期待する評価の方向性としてどういうものがあるかということで聞いたところ、「食品企業等生産・加工段階における衛生管理の充実につながる評価」を期待するといったような方が3分の1ということが多かったという結果になっております。

次に5ページでございますが、「第3 食品安全委員会の取り組むリスクコミュニケーションについて」ということでございます。

まず、委員会の取組自身についてどう認識されているかということで聞いたところ、4分の1近くの23.6%の方が「かなり行われている」というふうに認識されており、また「ある程度行われている」という方を加えると92.2%の方が、そういう形で認識していただいております。

その取組に対して、情報の共有化とか、あるいは相互理解の促進という観点から、効果がどの程度あったと思いますかという質問をしておりますけれども、「かなり効果を上げている」というものについては8.4%ということもございます。「ある程度効果を上げている」という方が70.4%ということで、まだ効果を上げていく必要があるということなんだと思いますけれども、一方で一定の効果は上がっているのではないかというような評価ではございました。

そういった、情報共有化、相互理解の促進を図る上で、何が取組として重要かということをお問うたものが、次のものがございますけれども、「リスク評価の結果案に対する意見・情報の募集」、「意見交換会の開催」、あと「Q & Aをはじめとする各種情報の提供」が5割強ということで並んでおると。あと『「食の安全ダイヤル」の設置』とか、『「食品安全モニター」を通じた意見の収集』とございます。こちらにつきましては、3つ以内で選択してほしいということなんですけれども、際立って多かったものがなかったということで、逆に言いますと、いろんな取組が望まれているといったような感じでもございました。

その次、では委員会が主催する意見交換会に参加した人に、どの程度そのテーマについて理解ができたかどうかというのを、最後に聞いたものがございますけれども、8割の方が理解が深まったというような結果でございました。

簡単でございますが、御説明は以上でございます。

小木津総務課長 座長、1つよろしいでしょうか。先ほど報道の重要性について御指摘がございましたが、先ほどの説明に付け加えてでございますが、報道機関への情報提供とか、あるいはその担当者との意見交換などにつきましては、当委員会常設の記者クラブはございませんけれども、主要な報道機関の論説委員等をお招きして意見交換の場を持つ論説懇とか、あるいは担当の記者をお呼びして、情報交換、意見交換をする記者懇とかを定期的実施していくということで、既に何度か実施しているところでございますが、こういったことで相互の情報交換、提供を図っていきたいと考えております。

最近の具体的な例でございますが、先日、国内初のV C J Dの発生事例がございましたが、ちょうどそのときリスクコミュニケーション専門調査会が開かれておりまして、そちらの方に御報告したら、委員長談話を発表した方がよろしいのではないかと御指摘もありまして、現在のB S E対策で十分に安全性が確保されている旨の委員長談話を発表して、ホームページに載せるとともに、報道機関の方にも情報提供いたしましたところ、幾つかの新聞では取り上げていただいたという経緯もございます。

以上でございます。

富永座長 ありがとうございます。最後にお触れになりました、委員長談話ですけれども、非常に迅速にぱっと出まして、私も読んでこれはいいことをされたと思って、感心して見させていただいたところでございます。

最後に、今、勧告広報課長から、参考資料1について概要を御報告いただきました。これも念頭に入れながら、議事2というのは、平成17年度食品安全委員会運営計画(素案)、資料3-2、資料3-3でございますが、これが主な点でございます。その参考資料も含めまして、この運営計画、事務局からかなり詳しく御説明いただきましたが、更にこの運営計画に盛り込むべき事項があればお聞きしたいと思いますし、またこれはこういうふうに修正したらいいという御意見がございましたら、是非お聞きしたいと思います。いかがでございましょうか。特に資料3-2ですね。

山本専門委員 今の話に追い打ちをかけるようで大変恐縮なんですけれども、メディアをどう利用するかということ、施策の中にきちっと盛り込んでいただいた方がいいと思うんです。

違う話ですけれども、最近、寺田委員長が国会の答弁の中で、BSEの今後の評価の見通しみたいなことをお話されていまして、ああいうことがむしろ今お話いただいた食品安全モニターの結果が、国民全体の評価であれば一番いいんですけれども、多分そうならないと思うんです。やはりそこは、専門の記者クラブをつくるかどうかということも含めて、むしろ早急にそれをやっていただくということが、一番重要なことではないかと思うんです。ですから、それは何とか新年度に盛り込めれば盛り込んでいただくようお願いできればと思いますけれども、いかがでございましょうか。

富永座長 大変重要な御提案ですね。御検討いただけましょうか。

小木津総務課長 報道機関等にいろいろ協力をお願いするような事項につきましては、何らかの形で反映できるように、座長と御相談の上修文を考えたいと思いますが、全体としては多分リスクコミュニケーションの方で、情報の提供・相談等の実施、この辺りの表記の中に、御趣旨ができるだけ反映できればと思っておるんですが、そういう扱いでよろしゅうございますでしょうか。

富永座長 いいと思います。いずれにしても、この食品安全委員会のしかるべき専門調査会で取り組めばいいと思いますので、是非建設的に御検討いただきたいと思います。

そのほかに、何か追加した方がいい、あるいは修正した方がいいということ、どうぞ。

内田専門委員 済みません。計画に直接入れることではないんですけれども、事務局の方をお願いなんですけれども、17年度中に専門委員の入れ替えがあると思いますので、現在の委員のコメントとか、そういったものを生かして十分に引き継ぎを行っていただきたいと思うんです。今までやってきたことの一貫性を持たせて、新しいメンバーの中でも活発な討論を行っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

富永座長 どうぞ。

和田専門委員 リスクコミュニケーションについて参加する方の立場で、本当に回数が多かったというのが実感です。資料3-1に出ていますように、意見交換会を10回程度となっておりますのが、BSEの関係がありまして、全国各地で100回以上という結果になっております。

やはりリスクコミュニケーションというのは、別に情報をただ流すだけではない、双方でやりとりをして理解を深めていくということまで、なかなかまだまだ消費者の方も慣れてないし、それから時間の制約もありということで、やはり回数が多いのが、今年度はそういう特殊な事情があったと思うんですけれども、これはリスクコミュニケーションの専門調査会の方で十分に検討してらっしゃるとは思いますけれども、実施されたりスクコ

コミュニケーションについて評価は出ておりますけれども、そういうことが必要だということを感じておりますので、是非その点リスクコミュニケーション専門調査会で効果的な議論をしていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。各地で開かれておりますが、正直なところ、何となく関心を持って、自分の地元でこんなことがあるから行ってみようかなということで参加をしても、なかなか議論に、そこで説明を納得して、やりとりに参加するということは難しいと。やはり相当、ある程度日ごろからそういう情報に慣れて、勉強している人でないと、参加しきれないということをよく聞いておりまして、その辺のところは是非、これからの問題ではないかと考えております。

ちょっと質問しますけれども、どこかにモニターの再任をある程度の条件を付けて妨げないとなっております、何人中再任が何名ということは出ておりましたけれども、どういう枠で再任ということをしているのか、その辺のところをちょっと伺いたいと思っております。

藤本勸告広報課長 モニターの方でございますけれども、参考資料1の3の対象というところで、16年度のモニターについての実績でございますけれども、466名中162名の方が15年度からの継続ということで、再任という形になっております。募集した段階では、地域別のバランスなんかもございますけれども、半分を超えないということにしました。そこまで行かない程度のところで実際の再応募があったということでございます。

17年度の募集につきまして、現在かけておりまして、来週の月曜日が締め切りなので、是非また皆様もお声をかけていただければと思っておりますけれども、17年度につきましても、15年度及び16年度のモニターの経験がある方も再応募できるということで行っており、ただ半分を上限とさせていただきますという形にさせていただいております。

和田専門委員 そうしますと、15年度の方が更に17年度まで再任されることもあり得るということですか。

藤本勸告広報課長 はい。そのとおりでございます。

和田専門委員 わかりました。

富永座長 それでは、福士専門委員、どうぞ。

福士専門委員 私も一つ伺いたかったのは、まさに今の再任の問題でして、食品安全モニターは、先ほど勸告広報課長もおっしゃったように、普通の人とは全く、行政に対しても、委員会に対しても理解度が違うと。まして再任をされていくと、その人たちにとっては非常に意識も高まるし、情報も蓄積されますけれども、ますますさっきおっしゃった普通の人との乖離が大きくなるわけですね。

1つは、食品安全行政全般、それから食品安全委員会の活動について、普通の人からの

評価なり意見なりを集めるような仕組み、例えば、具体的に言いますと、内閣府の世論調査の中に何かそういった項目を入れ込むとか、多分これからこの委員会が進んでいくにつれて、やはり耳の痛い意見もときどきは聞いていかなければいけないと思うので、そのモニターの意識と一般国民の意識の差みたいなものを、要所で図っていかないと、活動がすごく内向きになるおそれがあるのではないかと。

今回のこの計画に入れるかどうかは別として、そうした仕組みを将来どういうふうにつくっていくかということを考えていった方がいいのではないかと思います。

藤本勸告広報課長 今回の御指摘は、私どもも問題意識としては持っております。実際昨年度のときに食品安全モニターの方に食品の安全性に関する一般的な意識調査を行ったことがございますけれども、他方、内閣府の別の部局が依頼している国政モニターというものがございまして、より一般の人が多く入っており、そちらのモニターにも同様の質問を投げて比較をしたような調査を行ったこともございます。いずれにしても、御指摘を踏まえてまた再度検討したいと思っております。

また、本日の調査結果の中では、まだきちんと集計ができてなくて、御披露目できなかったんですけれども、実はモニターの経験区分を聞いておりまして、466名の中を研究職の経験の豊かな方とか、医療とか、教育関係者の方とか、食品の業務経験者の方とか、それ以外の一般的な方というふうに分けて集計を通常は行っております。今日は残念ながら間に合っておりませんが、その他一般の方というのは、いわゆる主婦の方が大半を占めているような層でありまして、そこはかなり一般の方に近いのかなということもございます。そういったところの層別の比較などもしながら通常は行っておりますが、御指摘の点も踏まえながら、いずれにしましても、心がけていきたいと思っております。

富永座長 よろしゅうございますか。大変重要な御指摘ですね。では、更に事務局で、この点いろいろ御検討いただきたいと思っております。

ほかに、どうぞ。

伊藤専門委員 17年度の運営計画の素案という部分では、大枠問題はそうないのではないかと考えています。今、福士専門委員からありました、普通の人という表現は非常に大事なところだと思うんですけれども、参考までにお話しますと、小売業の現場を通じて、今、店頭から収集するお客様のクレームというのがあるわけですが、その傾向を見ても、食品関連企業の不祥事だけではなくて、相変らずありますけれども、それ以外の企業の不祥事も多いわけです。基本的に、企業全体が信頼されていないという状況に、かなりの傾向が向いているような部分がありまして、メーカーさんにもそれなりに、山本

専門委員のところでもそうなんですけれども、高レベルの品質管理部門とか、研究機関を持っていらっしゃるわけなんですけれども、お客様の方からは、メーカーに持っていくと何い
いかげんなことをされるかわからないので、保健所に届けるとか、あるいは公的な検査機
関で必ずやってくれという声は今、圧倒的に増えてきています。

ですから、そういった意味も含めていろんな部分で信頼されると言いますと、この信頼
されるという言葉が食品安全委員会にも置き換えて、今、信頼されてないわけじゃないで
すけれども、常に、今後も、今までも公明正大であったということをPRすることが非常
に重要な作業ではないかと思っています。

パブリシティーを使って、その辺の努力を常に続けていかないと、この前やったから大
丈夫だということはありませんので、そういったスタンスを是非持っていただければと思
っています。

それと、具体的な細かい部分の問題になるんですけれども、3ページに上の方から遺伝
子組換え微生物を利用して云々というふうに書かれています。今、具体的に起きている、
我々に対するアプローチなんですけれども、グリーンピースという団体からチェーンスト
ア協会に加盟されている一部の企業に、コメ、イネの遺伝子組換えの商品について、今
後どういう対応をされますかというようなアンケートが来るわけです。我々自身も、そん
なに的確な回答が出せるわけではありませんので、こういった問題について食品安全委員
会を通じてきちっと研究を進めていただければと思っていますので、意見として一応述べ
させていただきます。

富永座長 ありがとうございます。

それでは、近藤専門委員、どうぞ。

近藤専門委員 4ページのところなんです、お願いでございます。昨年度、100回程
度の地方での意見交換会をやられて、非常にこれは効果が具体的には出てきたと思いま
すが、まだまだ先ほど来の意見を聞いておりますと、必要ではないかと思っております。

今年度は、主催するのが30回程度ということと、それから新しく地方公共団体との共催
による意見交換会が10回程度計画されておるわけでございますが、できますればこの地方
との共催の意見交換会を、手を挙げられた都道府県に、また地方公共団体には断わるこ
となく、委員の先生方には大変御足労をかけますが、やはりレベルアップのため御検討い
ただいて、計画の中に入れていただければ幸いです。

以上です。

富永座長 ありがとうございます。大変建設的な御提案でございました。

ほかに、どうぞ。

山本専門委員 1つ教えていただきたいんですけども、16年度の運営実施状況の中で、専門委員会の中でウイルス専門調査会というのが1回も開催されてないんです。私ども産業界としては、今、起こっているノロウイルスもそうですし、ブタ由来のB型肝炎もそうですけれども、産業界にとっては非常に辛い話なんですけれども、やはりウイルス由来の疾病と言いますか、むしろ感染症と言った方がいいと思うんですけども、その辺のことについてかなり関心を持っているんですけども、ここについてはリスクマネジメント機関からの評価の要請みたいなことが来ているのか、来ていないのか。それから、今後この辺を安全委員会としてどうお考えになっているのか。もし御意見がお聞かせいただけるようだったらと思います。

村上評価課長 ウイルスに関しましては、管理機関からの評価の要請は受けておりませんので、開催されなかったということです。しかしながら、専門調査会が開催されなかったとしても、ウイルスによる食中毒の問題というのは、非常に重要なことであると認識をしております。その件は食品安全委員会、親委員会の先生方からの情報の発信という形で、Q & Aなりホームページ上で情報を掲載するなりして、適切な情報の提供に努めてまいっております。

山本専門委員 ありがとうございます。最近、そういった情報がなかなか錯綜しているところもありますので、今まで16年度そうだったように、BSEだとか、鳥インフルエンザのような形で、やはりきちとした、科学的な事実はこうですということが、どこまでわかっているかということは別にしまして、情報を発信していただけると大変ありがたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

富永座長 ほかに、どうぞ。

飯島専門委員 教えていただきたいのですが、我々の団体では薬の情報に関する相談室のようなものがありますが、食品により危害を受けた場合、一般消費者が問い合わせのできる相談室のようなものは、ありますでしょうか。

藤本勸告広報課長 各省それぞれ勿論ございますけれども、委員会の方では「食の安全ダイヤル」ということで、一般の方からお問い合わせいただくのに対応するような電話を用意しております。それはメールでも受け付ける体制にしております。

飯島専門委員 その内容は、どこかに公表をなさっているのでしょうか。

藤本勸告広報課長 毎月委員会に報告しております。よくある質問につきましては、ホームページでFAQの形で紹介させていただいております。

飯島専門委員 ありがとうございます。

富永座長 ほかに御意見ございますか。よろしいですね。

それでは、本日は資料3-2について、幾つか大変重要な御要望、あるいは修正意見等々ございましたので、この資料3-2をもう少し修文が必要でございますので、あと結論は変わりませんが、本日の専門調査会でいただきました御意見を考慮しまして、少し修文が必要です。それを座長の私にお任せいただきまして、事務局と協議しながら完成させまして、あとでまた食品安全委員会の方へ上げたいと思います。

そのような形でやらせていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

富永座長 それでは、お任せくださいませ。

その次は、今後のスケジュールも含めて、どういうふうに扱われますか。

小木津総務課長 御説明いたします。今後のスケジュールでございますが、昨年も同様だったんですけれども、親委員会であります委員会会合に、この計画案を御報告させていただきます。今の予定ですと、来週の24日の第83回委員会会合におきまして御報告をさせていただきます。そこでの御審議をいただくということでございます。

その後、国民の皆様からの意見募集を、今のところ4週間程度の期間で行うことを考えております。最終的にその意見を踏まえて委員会においてとりまとめるという段取りでございます。

富永座長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題の1、2は、皆様方の御協力で終了することができました。

あとこの専門調査会の次回はいつごろになりますか。

小木津総務課長 次回でございますが、まさにこの17年度の計画の素案のとおりですと、16年度の運営計画のフォローアップと運営状況報告書の御審議をいただくということで、今日はその中間的なとりまとめを御覧いただいたわけでございますが、その本格的な御審議をいただくということでございます。5月から6月ごろに開催させていただくことになるのではないかと考えております。先生の皆様方の御都合をお伺いした上で、改めて日程調整させていただきたいと思っております。

富永座長 ありがとうございます。前回の委員会では、特に今回の議事1が中途半端になりまして、大変に時間がなくて消化不良の形で終わりましたけれども、今回はかなりすっきりしたと思っております。

前回は時間切れのような感じになりましたので、この審議の時間ももう少し長くするよ

うにという御意見がございまして、本日はあらかじめ予告しておりますように、12時30分までとなっておりますけれども、そろそろ昼でございますし、12時30分までやる必要はございませんで、今日はこれで終了させていただきたいと思います。

今後の運営の仕方ですけれども、原則2時間ぐらいに絞っておきまして、10時から12時という形で審議を進めたいと思いますが、よろしゅうございますね。

(「はい」と声あり)

富永座長 それでは、本日は御協力ありがとうございました。